

平成 27 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーフット  
代 表 名 代表取締役社長 神谷 和秀  
(コード番号： 2686 名証第二部)  
問 合 せ 先 取締役総合企画本部長 秀島 高広  
電話番号 03-5566-8852

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 21 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう規定を新設し、併せて新設規定と重複する現行定款規定を削除するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 5 月 21 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 5 月 21 日 (木)

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第9条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第11条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第40条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>第10条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>